

## 子育て世帯への臨時特別給付金について

－ 児童手当受給者には、2回に分けて年内に10万円を支給します －

燕市では、子育て世帯への臨時特別給付金について、先行分の現金5万円については、県内最速の12月21日支給に向け手続きを進めるとともに、残りの5万円分については国の方針が示され次第、支給できるよう進めてまいりました。

このたびの国の方針転換を受け、市は、児童手当受給者（公務員を除く）には追加分の5万円も12月27日に現金支給します。

また、申請が必要なその他の対象者には、申請を受け付け次第、1月から10万円を現金で一括支給します。

### 【子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の概要】

#### 1. 支給対象者

- ① 中学生までの児童を養育する児童手当受給者
- ② 高校生相当の児童を養育し、所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の方
- ③ 令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当受給者

#### 2. 給付スケジュール

##### (1) 支給対象者①（公務員を除く）

12月21日（火） 先行分の現金5万円を支給

12月27日（月） 追加分の現金5万円を支給

##### (2) 支給対象者①のうち公務員および支給対象者②③

1月以降、現金10万円を一括支給

※本件に係る追加支給分の補正予算案を、市議会12月定例会最終日に提案します。

本件についてのお問い合わせ先  
健康福祉部 社会福祉課：大西  
電話：0256-77-8186（直通）